

長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する市町における長崎県後期高齢者医療広域連合の公印の取扱いに関する要領の一部を改正する要領をここに告示する。

令和6年11月29日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 古川 隆三郎



長崎県後期高齢者医療広域連合告示第15号

長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する市町における長崎県後期高齢者医療広域連合の公印の取扱いに関する要領の一部を改正する要領

長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する市町における長崎県後期高齢者医療広域連合の公印の取扱いに関する要領の一部を次のように改正する。

第4条第3号を次のように改め、第4号から第7号を削り、第8号を第4号とし、第9号を第5号とする。

(3) 後期高齢者医療資格確認書の作成

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年12月2日から適用する。

(経過措置)

2 この要領の適用の日前に交付した、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療限度額適用認定証の再交付については、なお従前の例による。